

公益財団法人黒石市スポーツ協会専門委員会規則

第1条 公益財団法人黒石市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第39条第1項の規定に基づく専門委員会の設置及び同条第3項の規定に基づく専門委員会の名称等、必要な事項を定め、専門的な事業の推進を図るものとする。

第2条 専門委員会は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 事業委員会
- (4) 施設委員会

第3条 総務委員会は、協会の運営全般に関する企画並びに他の委員会に属さない事業の実施に当たるものとする。

第4条 財務委員会は、協会の財政確立と効果的な運用を図るものとする。

第5条 事業委員会は、加盟団体の組織強化対策と競技力の向上及び市民各層の生涯スポーツ活動の活発な推進に必要な事業の策定と実施に当たるものとする。

第6条 施設委員会は、関係機関との連絡提携により、体育施設の建設促進、管理運営及び利用に関する事業に当たるものとする

第7条 各専門委員会の会議は、必要によってそれぞれの委員長が招集する。

第8条 委員会の委員は、協会会長（以下「会長」という。）の諮問に対する理事会の答申により会長が委嘱する。委員長は会長が指名する。

2 委員会に必要により相談役等をおくことができる。

第9条 委員会の運営に必要な経費は、会長の承認を得て協会会計から支出する。

第10条 委員会は、会議録、事業実施記録簿を備付けるものとする。

第11条 委員会に必要な規程は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人黒石市体育協会専門委員会規程（平成7年3月8日）は、廃止する。
- 3 この規則は、令和3年4月1日から施行する。（名称変更：第1条）

公益財団法人黒石市スポーツ協会総務委員会規程

第1条 公益財団法人黒石市スポーツ協会（以下「協会」という。）専門委員会規則第2条の定めにより総務委員会規程を定める。

第2条 総務委員会は専門委員会規則第3条により次の業務を担当する。

- (1) 協会運営全般に関する企画策定
- (2) 協会会長（以下「会長」という。）の諮問事項に対する答申と指示事項の実施
- (3) その他、他の委員会に属さない協会の目的達成に必要な業務の実施

第3条 委員会の委員は会長の委嘱による。

- (1) 協会役員から若干名
- (2) 評議員から若干名

2 幹事その他委員会内の必要な役割は委員長が委嘱する。

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員は、任期満了後も後任者が就任するまでの間、なおその職務を行う。

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、必要により開催する。

第6条 委員会の業務はすべて理事会及び会長に報告し、承認を受けなければならない。

第7条 委員会規程の改廃は、理事会の承認を得て委員会において決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 総務委員会規程（平成7年3月8日）は、廃止する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。（名称変更：第1条）

公益財団法人黒石市スポーツ協会財務委員会規程

第1条 公益財団法人黒石市スポーツ協会（以下「協会」という。）専門委員会規則第2条の定めにより財務委員会規程を定める。

第2条 財務委員会は専門委員会規則第4条により次の業務を担当する。

- (1) 協会の資金調達に関すること
- (2) 協会の資産及び会計に関すること
- (3) 賛助会員の増強及びこれの運営に関すること
- (4) その他財政に関すること

第3条 委員会の委員は協会会長の委嘱による。

- (1) 協会役員から若干名
- (2) 評議員から若干名

2 幹事その他委員会内の必要な役割は委員長が委嘱する。

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員は、任期満了後も後任者が就任するまでの間、なおその職務を行う。

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、必要により開催する。

第6条 委員会の業務はすべて理事会及び会長に報告し、承認を受けなければならない。

第7条 委員会規程の改廃は、理事会の承認を得て委員会において決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 財務委員会規程（平成7年3月8日）は、廃止する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。（名称変更：第1条）

公益財団法人黒石市スポーツ協会事業委員会規程

第1条 公益財団法人黒石市スポーツ協会（以下「協会」という。）専門委員会規則第2条の定めにより事業委員会規程を定める。

第2条 事業委員会は専門委員会規則第5条により次の業務を担当する。

- (1) 加盟団体の競技力向上に関する事
- (2) 加盟団体の組織強化拡大に必要な指導と助成
- (3) 体育・スポーツに関する全市的事業の実施又は援助に関する事
- (4) 指導者養成に関する事
- (5) その他必要な事項

第3条 委員会の委員は協会会長の委嘱による。

- (1) 協会役員から若干名
 - (2) 評議員から若干名
- 2 幹事その他委員会内の必要な役割は委員長が委嘱する。

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員は、任期満了後も後任者が就任するまでの間、なおその職務を行う。

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、必要により開催する。

第6条 委員会の業務はすべて理事会及び会長に報告し、承認を受けなければならない。

第7条 委員会規程の改廃は、理事会の承認を得て委員会において決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 事業委員会規程（平成7年3月8日）は、廃止する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。（名称変更：第1条）

公益財団法人黒石市スポーツ協会施設委員会規程

第1条 公益財団法人黒石市スポーツ協会（以下「協会」という。）専門委員会規則第2条の定めにより施設委員会規程を定める。

第2条 施設委員会は専門委員会規則第6条により次の業務を担当する。

- (1) 黒石市における体育・スポーツ施設の建設促進に関する事
- (2) 関係機関との連絡提携により施設管理運営並びに利用に関する事
- (3) 施設の調査研究に関する事

第3条 委員会の委員は、協会会長の委嘱による。

- (1) 協会役員から若干名
- (2) 評議員から若干名

2 幹事その他委員会内の必要な役割は委員長が委嘱する。

第4条 委員会内の必要な役割は委員長が委嘱する。

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員は、任期満了後も後任者が就任するまでの間、なおその職務を行う。

第6条 委員会の会議は、必要により委員長が招集する。

第7条 委員会の業務はすべて理事会及び会長に報告し承認を受けなければならない。

第8条 委員会規程の改廃は、理事会の承認を得て委員会において決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 施設委員会規程（平成7年3月8日）は、廃止する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。（名称変更：第1条）